

令和7年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨

第二期入試 憲法

【出題趣旨】

本問は、AIの進展がもたらすであろう、学生の学習の内容や方法の変化が、大学入試方法にも変化をもたらしうるであろうという、近い将来のさまざまな変動を素材としている。

本問の予備校は、これまでの高校生や受験生を解答に導く指導をしてきた従来型の予備校の一つにとどまるから、あくまで予備校としての表現の自由の具体的主張として、高校生らの学習権、プライバシー権と対立し（問1の論点）、また、大学（研究機関）の学問の自由と対立している（問2の論点）。

このうち、問1の学習権の論点としては、高校生らの学習権は、AI時代を見据えて、解答を覚える勉強ではなく、その逆にAIに具体的な問い合わせを次々と行う高校生においても、教育を受ける権利（憲法26条1項）として認められよう。

問1のプライバシー権の論点については、同一の事例ではないが、いわゆる検索削除請求事件の最高裁H29.1.31決定は、参考判例となりうるであろう。すなわち、「当該事実〔引用者注：プライバシーに属する事実〕が公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもの」という、同判例の一般論は、大手大学受験予備校の授業の一環をなすと思われるインターネット授業におけるプライバシー侵害においても、説得的であるとも言い得よう。

問2の学問の自由の論点については、大学受験のあり方をめぐる大学側の学問教育の自由等の諸事情について、本問前半部分で大学側の主張を述べている。AI時代の大学教育における学問の自由と、対立利益である予備校の表現の自由とを、本問の事案において、具体的に比較衡量することが求められている。

以上

令和7年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第二期入試 刑法

【出題趣旨】

正当防衛における第三者侵害、それらの効果が共犯者間で連帶して認められるかなどの問題点を含む事例に即して、刑法に関する基本的知識の応用力、および具体的な事例の分析力を試し、合わせて、法的思考能力、文書記述能力を見る趣旨である。

【採点基準】

※ 評価上の主要な観点と概略的な配点割合（%による数字）を示す。

1 乙の罪責（計50）

（1）構成要件該当性判断（事実の錯誤を含む）（計30）

乙は、Aに傷害を負わせたので、傷害罪（204条）に該当すると考えられる。認識していなかったBに傷害を負わせたことの法的評価が問題である。判例・通説とされる法定的符合説によれば、同一構成要件内の錯誤があっても故意が認められるので、Bについても傷害罪が成立することになる。傷害罪の構成要件該当性、および甲との共同正犯関係について、適切な記述が求められる。

（2）正当防衛（36条1項）と第三者侵害（20）

乙の行為は、いきなり殴りかかってきたAに対し、攻撃を防ぐため、とっさにコンクリート片を投げつけたものであるから、正当防衛にあたる可能性がある。正当防衛の成立要件を確認した上、事実に即した評価をすることが必要である。

Bに対する傷害罪は、正当防衛行為によるものではあるが、急迫かつ不正の侵害者であるAに対するものではないので、違法性阻却が認められるかに関しては議論がある。解釈理論や裁判例を説明した上で、適切と考える解決を示すことが望まれる。

2 甲の罪責（乙との共犯関係を含む）（計40）

（1）共同正犯と正当防衛（30）

Aに殺意を抱く甲と殺意のなかった乙との間の共同正犯の成否を、共同正犯の成立要件をふまえて事実に即して説明することが必要である。なお、甲・乙がAないしBに対する傷害罪の共同正犯となると、Bの傷害結果は、甲にとっても事実の錯誤に当たると考えられる。

さらに、乙の行為が正当防衛となるとき、甲にも正当防衛が認められるかが問題である。過剰防衛の事案ながら最決平成4年6月5日刑集46巻4号247頁を参考にすると、甲は、Aに対し積極的加害の意思をもっていたことから、正当防衛の要件である侵害の急迫性の要件を欠くことになり、正当防衛は認められないことになろう。

（2）窃盗罪（235条）（10）

甲が財布をポケットに入れたことについては、窃盗罪の成立が認められるであろう。乙は、この事実を認識しておらず、当初の共謀内容にも含まれていないので、甲の単独犯となろう。

3 総合評価（10）

上記以外の住居侵入罪（130条前段）および罪数関係、その他の加点・減点要素の考慮

加点例：全体としての構成の巧みさ、論理的一貫性

減点例：知識や事実認識の明らかな誤り、規範とあてはめとの矛盾や事実評価の不適切さ

以上